

新潟県条例第57号

新潟コンベンションセンター等条例の一部を改正する条例

新潟コンベンションセンター等条例（平成13年新潟県条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第5条、第7条、第14条関係）							
区	分	単位	使用料（円） 午前9時から正 午まで、午後1 時から午後5時 まで及び午後6 時から午後10時 まで	区	分	単位	使用料（円） 左に掲げる時間 以外の時間
メイン ホール	全面使用	(略)	29,100	全面使用	平日	(略)	25,300
			35,000				休日等
国際 会議 室	分割使用 (2分の1)	(略)	43,600	分割使用 (2分の1)	平日	(略)	37,900
			52,300				休日等
小 会 議 室	全面使用	(略)	16,100	全面使用	平日	(略)	14,000
			19,300				休日等
展 示 ホ ール	分割使用 (3分の2)	(略)	24,200	分割使用 (3分の2)	平日	(略)	21,000
			29,000				休日等
展 示 ホ ール	分割使用 (3分の1)	(略)	25,600	分割使用 (3分の1)	平日	(略)	22,300
			30,800				休日等
展 示 ホ ール	全面使用	(略)	38,500	全面使用	平日	(略)	33,500
			46,200				休日等
展 示 ホ ール	全面使用	(略)	9,030	全面使用	平日	(略)	7,850
			10,800				休日等
展 示 ホ ール	分割使用 (2分の1)	(略)	13,600	分割使用 (2分の1)	平日	(略)	11,800
			16,400				休日等
展 示 ホ ール	全面使用	(略)	5,060	全面使用	平日	(略)	4,400
			6,150				休日等
展 示 ホ ール	分割使用 (3分の1)	(略)	7,590	分割使用 (3分の1)	平日	(略)	6,600
			9,150				休日等
展 示 ホ ール	全面使用	(略)	2,050	全面使用	平日	(略)	1,780
			2,530				休日等
展 示 ホ ール	分割使用 (3分の1)	(略)	3,130	分割使用 (3分の1)	平日	(略)	2,720
			3,850				休日等
展 示 ホ ール	全面使用	(略)	174,500	全面使用	平日	(略)	151,700
			209,400				休日等
展 示 ホ ール	分割使用 (3分の2)	(略)	261,600	分割使用 (3分の2)	平日	(略)	227,500
			314,100				休日等
展 示 ホ ール	全面使用	(略)	127,900	全面使用	平日	(略)	111,200
			153,500				休日等
展 示 ホ ール	分割使用 (3分の1)	(略)	191,900	分割使用 (3分の1)	平日	(略)	166,900
			230,300				休日等
展 示 ホ ール	全面使用	(略)	69,900	全面使用	平日	(略)	60,800
			83,800				休日等
展 示 ホ ール	分割使用 (3分の1)	(略)	104,900	分割使用 (3分の1)	平日	(略)	91,200
			125,800				休日等
展示控	展示控 室 1	(略)	2,050	展示控 室 1	室 1	(略)	1,780

室等	展示控室 2	1,440	展示控室 2	1,250
	展示控室 3	2,050	展示控室 3	1,780
	展示控室 4 A	1,930	展示控室 4 A	1,680
	展示控室 4 B	1,440	展示控室 4 B	1,250
	展示控室 5 A	1,810	展示控室 5 A	1,570
	展示控室 5 B	1,440	展示控室 5 B	1,250
	展示控室 6	1,560	展示控室 6	1,360
備考 (略)	屋外展示場	6	屋外展示場	5
備考 (略)			備考 (略)	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

